

真宗興正派の成立

森岡清美

目次

はしがき

一、興正寺の欲求不満

二、興正寺撰信、ならびに本稿の仮説

三、興正寺撰信の親近関係

四、興正寺別派独立の顛末

むすび

はしがき

筆者はさきに、真宗浄興寺派（本山浄興寺、新潟県上越市寺町）の成立過程を、別派独立の心意と論理に焦点をあてて分析した。そして、浄興寺派の独立達成は第二次大戦後（一九五二年）に属するが、独立運動の開始時期と性格において真宗興正派（本山興正寺、京都市下京区華園町）の場合と異ならぬこと、興正派の別派独立に比べて著しく独立の時期が遅れたのは、結局両教団の力の差とそれぞれの母教団の性格の差に由ると考えられることを指摘し、興正寺分立過程の考察はこれを他日の課題として留保⁽¹⁾した。小稿は、あらためて興正派の成立過程を問い、とくに興正寺撰信の親近関係に注目しつつ、独立にかかわる心意と論理を考察しようとするものである。

一、興正寺の欲求不満

筆者は旧稿において、わが国で起きた教団の分離独立は、教義や儀礼上の差異によるよりは、母教団に対する分離側の欲求不満で説明される部分⁽²⁾が大きいことを前提し、そのような視点から浄興寺派独立運動の発端と展開を観察した。たしかに、停滞的な社会においては、母教団の内部で不満足でも

それ相應の地位と威信とそして財的保障を与えられている限り、傘下の団体は長期の継続的集合的努力が不可欠な分離運動を起こすエネルギー源を確保しがたい。しかし、これらについて強い不満があり、かつ、遠からず不満が緩和されうる見込みがなければ、早晩、分離独立の運動へと向かわざるをえないだろう。もちろん、運動の成果については教団を包む政治社会の在り方が問題となる。すなわち、設立登記と主務官庁への届出をもって別派独立の十分条件とする宗教法人令（一九四五年公布施行）のもとでは、運動が比較的容易に分離独立を達成しうるが、母教団側の同意を必要とし、さらに主務官庁が許認可権をもつ場合には、運動を起こしたからといって、それが端的に分離独立につながるとは限らない。浄興寺の場合も、本件興正寺の場合もこの後者の例であったが、なおかつ欲求不満を問うことから出発することは、当をえたことと思われるのである。

興正寺は、宗祖親鸞の廟所から出発し宗祖の血統をもって留守職とする本願寺とは、別系統の浄土真宗の流派仏光寺（真宗仏光寺派本山）に淵源する。すなわち、仏光寺第一四世経豪（蓮教）が、門下の大部分を率いて本願寺第八世蓮如の法門に帰投し、本願寺の傘下に入るにより成立した名利である。経豪の子第一五世経照（蓮秀）は本願寺の一家衆となり、その嗣第一六世経堯（証秀）は本山での内陣着座を許され、この経堯の養嗣子として本願寺第一一世光佐（顕如）の次男佐超（顕尊）が入り、准門跡たる本願寺に対して脇門跡の称号を勅許された。本願寺第一二世光寿（教如、佐超兄）が住職の座を追われたあと、佐超の弟（光佐末子）光昭（准如）が本願寺を嗣ぎ、光寿がのち東本願寺を別立

するなかで、本願寺の傘下に留まった興正寺の協門跡の地位は確立した。こうして、本願寺に対する従来の主従関係は一躍して同族間の関係となり、ほとんど対等の地位にまで進んだ。⁽³⁾ 筆者の用語でいえば、主従結合を脱して与力結合へ進んだのである。のみならず、末寺の数も三千余カ寺（最盛時には三、五一八カ寺という）、興正寺末を含んで本願寺末が九千余カ寺であったことを思うとき、興正寺が本願寺教団のなかで特立する地歩を占めたことは明らかである。興正寺は本願寺を盟主とする同盟者であつて、その従者ではない。自分ではなく舎弟分であつた。しかし、自らと並ぶ危険性のある与力・同盟者・協力者を、従者の地位に引きずり降ろし、かくて教団内の何者によつてもその権力を制約されることのない、絶対的ないわば門主大権ともいふべきものを確立し、教団権力の統制作用を徹底させようとしたのが近世本願寺の歩みであつた。ここに同盟者の地位剝奪が起り、地位剝奪に根ざす欲求不満が生じることが必至とみななければならぬ。

興正寺の地位を押し下げ、その統属下に置こうとする本願寺の執拗な努力は、本山の統制に必ずしも服しない興正寺の行動——これは与力結合の属性であるのだが——によつて触発された。その最初の契機は宗論であつた。本願寺第一三世光円（良如）の代に、能化永照寺西吟（豊前）と延寿寺月感（肥後）の間に論争が起きたとき、光円は西吟を推し、興正寺第一九世昭超（准秀）は親族の月寒を支持して対立した。興正寺は木仏本尊・御影・僧階等をすべて本山同様に自らの末寺に免許してさながら別派独立の観を呈し、⁽⁴⁾ 本願寺はこれに対して興正寺末寺召上げの制裁を加えた。かくて激化した抗

争は、幕府の介入により漸く落着いたのであった。これが承応の争論である。

本願寺がその境内六四ヵ町に所在する末寺（寺中）に梵鐘および喚鐘を用いることを禁じたことは、本坊としての慣行によるものであったけれど、そのため脇門跡の興正寺までが本願寺から寺中扱いを受けてきたことになる。しかし、本坊に全面的に依存する従者としての寺中とは異なり、三千余の末寺をもつ興正寺にとって、とくに第二世常勤（寂永）からは本願寺同様大僧正の極官に転任する格式を備えた興正寺にとって、このような扱いは堪えがたいことであつた。たまたま第二三世常順（寂聴）の代に、桃山天皇菩提のため皇太后から梵鐘が寄附せられた機会に、安永三年（一七七四）方三間の鐘樓を建立した。この事件は、本願寺の寺中同様に扱われてたまるものかという興正寺の自己主張を表明するものであつたと考えられるだけに、本願寺にとってはきわめて不愉快な出来事であつたに相違ない。本願寺の面子を逆なでするような興正寺の挙動は、ほかにも天明二年（一七八二）の領地境内拝領の企てなどいくつもあつた。天明・寛政年間の興正寺常順およびその嗣關揚（法高）の時代に、いわゆる三業の惑乱に関連して対立が顕在化し、本願寺は本山に背く罪を鳴らして興正寺の末寺を奪取することにより、これを制圧しようとした。

本願寺は興正寺を従属身分の末寺とみなし、その証拠として、本願寺住職の法号諱の各一字を興正寺嗣法に与えることなどを挙げたが、興正寺は末寺に非ずと主張し、その証拠として門跡号勅許を挙げて対抗した。そして、本願寺住職の法号諱の各一字を与えられるのは、本願寺の末寺であるゆえで

はなく、得度の戒師として累代本願寺住職を依頼するゆえであると、反論したのである。これでは水掛け論で、折りあいがつくはずもなかった。本願寺は常に強引に興正寺を末寺に位置づけようとし、興正寺は憤りをもってこれに抵抗した。

文化三年（一八〇六）興正寺第二五世堯揚（眞愍）に至って、興正寺住職が本願寺に参詣したとき着席する厚疊が著しく切り下げられたことから紛争が再燃し、本願寺は興正寺を別立の野望を抱くものと非難すると共に、再び末寺を奪って直末たらしめようとした。⁽⁵⁾以上概観した一五〇年を越える長期の紛争を一貫するものは、本願寺に対して与力的地位を維持しようとした興正寺と、興正寺を与力的地位から単なる末寺の従属的地位に定着させようとした本願寺との抗争、という性格である。興正寺の主張は中世末以来の伝統的關係に立脚する限りにおいて正しかったが、近世社会の現実的關係としては本願寺の主張が歩があった。これが興正寺に深刻な地位剝奪感を与え、欲求不満となり、先祖代代の本願寺に対する遺恨として継承されたのである。

二、興正寺撰信、ならびに本稿の仮説

興正寺の分派独立を達成して、長年の抗争に終止符を打たせたのは、第二七世撰信（本愍）であった。彼は文化五年（一八〇八）興正寺歴代の寺許（てらもと）⁽⁶⁾（家元ともいう）鷹司家に政通の第二子として生まれ、二歳

のとき第二五世堯揚の養嗣子として入山し、その夭折後夫人の手で育てられた。夫人は鷹司政暉の娘、政通の姉であったから、伯母に養われたわけである。そして文政元年（二八一八）僅か一〇歳で第二六世撰生（本誓）の譲りを受け、興正寺の法燈を継承した。

撰信の出自に関連して、後年の彼の日記に左の記事がある。

一、東京留守載群より聞に來。菊亭殿より聞合、予鷹司家実子か、寺内実子か問、予書入遣、三才の時、興正寺堯揚の実子に參候。決して鷹司実子には無之候。（中略）表向従一位輔瀨公は舅子いとこに候

事（7）
瑞華院秀子実
子の故なり

東京出張所の留守居役岡田載群からの照会に答えた文である。これを書いたとき撰信は六八歳になつてしたが、公家華族の菊亭（当主は脩季、鷹司輔瀨子、撰信甥）からの、鷹司実子か興正寺実子かという問い合わせに対して、数え年三歳で興正寺堯揚の実子（したがって夫人秀子の実子でもある）として入寺したのだから、鷹司実子ではないと答えている。明治以降の実子・養子の概念からすれば養子に違いないが、近世には実子としての養子という觀念があり、実子と全く異ならぬ権利義務をもち、第一次的帰属の場についても実子と同じに遇されたのであった。平たくいえば、鷹司の出ではあるが、鷹司は彼の里ではない。興正寺しか帰属するところのない者として入山したのである。したがって、撰信は近代的意味では養子であるが、実子同様に、興正寺累代の欲求不満を全面的に継承するものとみ

なされ、そのように行動することを期待されたのであった。

さて、興正寺分立は大きくは維新期のあいづく制度的改革を背景として生起した事件であり、小さくは明治六年（一八七三年）末以来の大教院分離反対運動を契機として実現した出来事であった。では、大教院からの分離運動への反対が、いかなる意味で分立の契機となったか。これについて異なった見解が成立しうるし、また事実存在するのである。一つは、分離運動への反対が端なくも分立への道につながったと説くものであり、当事者、興正寺撰信はどのように自己の行動を説明した。もう一つは、分立の底意があったからこそ分離運動に反対して分立のチャンスを狙ったとみるもので、興正寺の別派独立の事情を考察した藤井貞文によれば、本願寺の勸学赤松連城、東本願寺の学僧村上専精らがこの説であったという。⁽⁸⁾

大教院分離運動とは、両本願寺の主唱により、信教自由の立場から真宗諸派が大教院からの離脱を企てた一件である。ところが興正寺撰信は、がんらい大教院は六宗本山二〇名連署出願して創立の運びになったのであるから、今更真宗だけ分離を申立てるのは不条理であると主張して反対した。村上専精はこの事件における興正寺の去就についてつぎのように評論し、そのため藤井によって前記のように解されたのである。

興正寺門主華園撰信は、華胄の出にして而も桑門の身なるにも似ず、時事の明を以て當時に名高し、維新前よりして、護国扶宗の上に於ける效績亦実に尠ならず。然るに本願寺に反し、分離不

可論の人となられしは、衆の意外と為すのみならず、末寺の者も亦実に驚けり、乃ち是に由て本願寺直末となれるもの頗る多かりき。然るに撰信は両本願寺の意向の如く分離論の成立するや、先きに分離不可、諸宗合同論を唱へし人なるにも似ず、従来の本願寺を離れて別派独立せんことを請願せられたり。而して其の請願亦容れられ、明治九年九月十三日を以て、興正寺派の独立を見ることとなりぬ。是に由て此を觀るに、撰信が先きに分離不可を唱へられしも亦其の意の、察すべきものなきにあらざり、記して読者の考に委せんとす。⁽⁹⁾

右の文中、事實誤認の点もなくはないが、それは後述に譲る。⁽³⁵⁾ 撰信が「本願寺に反し、分離不可論の人となられしは、衆の意外と為す」とあるのは、「興正寺は寺格高しと雖も、当時は本願寺末なり、故に本願寺と進退を共にすべき義務なきにあらざり」といふ⁽¹⁰⁾、本末關係に基づき役割期待からみた意外性であったと考えられる。しかし、本願寺と興正寺との積年の反目葛藤の歴史からみれば、むしろ当然の思いすらあったのではなからうか。それに村上が認めるように、

当時は國家の綱紀に變態を來たし、廢藩と同時に從來の陪臣をして皆悉く天皇の臣下たらしむといふが如く、百事旧規破壞の時に際會す。是を以て独り興正寺のみならず、他の一般末寺と雖も、本山に反し、所謂分離不可論黨となれる者尠なからず。⁽¹¹⁾

という有様であつてみれば、なおさらのことである。

「百事旧規破壊」という事態は、例えば、大教院が神道および仏教六宗の協同になるといつても、必ずしも宗派あるいは本山が組織単位というわけではなく、太政官から六等以上の教導職に補任された高位の神官や僧職者個人によって担われたことのなかに、すでに現われていた。各級教導職の補任にあつて、所屬する宗派の地位および宗派内での当人の地位が最も重要視されたと考えられ、そこに本末関係が色濃く投影していたといえるものの、表面に出るのは必ずしも一派を代表する本山住職ではなく、教導職個人であつた。明治六年十二月の教部省に対する真宗分離伺書の連名差出人の形式に、この事態が端的に表明されているのである。すなわち(括弧内は注)、

権少教正藤枝沢依 (本願寺末富田本照寺住職、大谷光尊弟)

権少教正大谷昭順 (本願寺末姫路本徳寺住職、大谷光尊養弟)

権少教正木部賢慈 (本山木部錦織寺住職)

権大教正渋谷達性 (仏光寺末西徳寺住職、仏光寺六十麿代理として)

権大教正華園撰信 (本願寺末興正寺住職)

権大教正常磐井堯瀨 (本山高田専修寺住職)

大教正 大谷光勝 (本山東本願寺住職)

管長大教正大谷光尊⁽¹²⁾ (本山本願寺住職)

ここには真宗五本山の住職もしくはその代理のほか、権少教正以上の高級僧職、すなわち本願寺の最有力末寺興正寺住職と本願寺の最も近い派内親族本照寺と本徳寺の住職が加印している(ただしずれも代印)。こうした形式のなかに、維新政府が旧幕府のように各宗本山により本末関係に基づいて宗門を統御しようとしたのではなく、教正により、各宗教導職を統べる管長によって宗門を統制しようとした、新しい宗教行政の在り方が反映している。維新政府の祭政一致の要に立った神道については、がんらい神社間には本末関係などなかったがゆえに、これは適格的な制度であったが、仏教に適用されると破壊的な効果をもちえた。旧幕時代なら、五本山連署で十分であったはずの伺書に、その高格門下まで顔を出させる新制度が、本山の意に反してそれぞれ自己の見解を主張しうる新たな根拠を提供したといえるからである。

教部省に伺書を提出するためには、大教院詰の神道および仏教教正の添書を必要とした。しかし、この伺書は大教院の解体にもつながりかねない大問題をはらむものなので、添書を求められた大教院側は慎重な態度をとり、連名教正のうち代印の者に事実相違なきやを照会した。本願寺・東本願寺・仏光寺住職(代理)の三人以外の、実に五人が代印だったのである。この照会に対し、専修寺・錦織寺住職を含む四人は回答しなかったが、ただ華園摂信(その代印は大谷派の中講義渥美契縁が捺した)のみ返書して、分離不可の議論を展開したのである。

この大教院側の照会はつぎの二つの認識を含蓄している。第一は、さきに指摘したように、六等以上の教導職であれば、本山の意向に反した見解でもあえて表明しようという認識——これは封建的な本末の秩序に真向から挑戦する新しい觀念である——。第二は、被代印者のうち少なくとも華園撰信は、大教院分離の意向をもたぬとの認識——撰信は大教院創立時点からの熱心な推進者で、明治五年七月には教頭に任ぜられている⁽¹⁴⁾。この二つの認識が一つに結びついて、真宗教正側への照会となつたのである。村上が大教院の照会を評して、「是れ即ち事を破らんとするの画策ならん⁽¹⁵⁾」と云つたのは、的を射たコメントといわなければならない。

筆者はこの第二点に注目するものである。撰信は真宗教正のなかでは、むしろ大教院の神道および諸宗教正寄りの思想をもち行動をとっていた。撰信を取り巻く親近関係圏が大教院側をカバーしたが、他方真宗教正側の親近関係圏、とくに本願寺の親近関係圏はそうでなかった。いわゆる「重要な他者」(significant others)が、撰信の場合と本願寺の場合とで大きく食い違っていたことが、問題の背景として注目に値する和思考るのである。興正寺側の累年の欲求不満を寺内実子である撰信が正しく継承していたことは、事件の伏線として重要である。また、大教院分離運動において本願寺に反対したことも、きっかけ要因として重要であることには議論の余地がない。しかし、従来の論者が言及することのなかった撰信の親近関係圏と本願寺のそれとの食い違い、それに由る両者の思想と行動の食い違いこそ、興正寺の分立過程を説得的に再構成する上で、不可欠の着眼点と考えるのである。

小稿はこれを仮説とする。

連印した教正のなかでも、仏光寺近親の渋谷達性は、間もなく加印を取消し、以後仏光寺は興正寺と行動を共にした。村上專精は仏光寺の加名取消しを要節と非難し、その頃仏光寺では第二六世家教が幼稚であったため、東京西徳寺の渋谷達性が常に代理をしており、本山との意思疎通を欠いた結果、こういうことになったのである、と解説している。⁽¹⁷⁾ 仏光寺の意向は、住職幼稚の間は山内六坊の集議によって決せられたが、この六坊と東京の連枝とはややもすると対立的になる傾向があり、そこが本山との意思疎通を欠くとされたのかと、考えられる。ともあれ、分離論への加判が問題となり、撰信の分離不可論が伝えられた後、達性の加印を取消したのである。では、なぜ仏光寺は神道および諸宗教正と協同する態度を表明し、本願寺らとの提携を断固たち切ったのであろうか。

仏光寺と興正寺がもと同根であったことは、四百年も遡る話であり、明治維新期の生々しい政治問題への態度決定を左右したとは思われない。そこで、近い時代の渋谷家家譜を繙くと、第二六世家教は先代教応の養子として伏見宮家から入った、当時一歳の少年(文久二年、一八六二年)である。教応は鷹司政通三男、すなわち興正寺撰信の実弟に当たり、すでに没していたが、この縁ゆえに仏光寺と撰信との関係には浅からぬものがあつたと考えられる。家教の実兄久邇宮朝彦は、もと青蓮院門跡尊融、のちの中川宮その人であり、撰信の日記によると、これまた撰信と親交があつたことが明らかである。なお、伏見宮家では、朝彦・家教らの父邦家の妃は鷹司政熙の娘、兄で宮家を嗣いだ貞教の前

妃は鷹司政通娘、後妃は鷹司輔瀨娘であつた。したがつて、興正寺撰信と仏光寺教応および家教は、鷹司家を介して、あるいは伏見宮家と鷹司家を介して親族関係にあり、他方、両本願寺の大谷家との間にはそれほど関係はなかつた。その上に、前記渋谷達性は撰信の娘婿であつたのである。⁽¹⁸⁾ もっとも、このような親族関係が全体として一定の態度決定を促したというよりは、そのうち一、二の関係、おそらく興正寺撰信と仏光寺前門主(その夫人はまだ健在であつた)が実の兄弟であり、撰信の娘が仏光寺連枝渋谷達性の夫人であつたことが、加印取消しを決定的にしたと考えられるのである。大教院分不の論においても、また興正寺別立過程においても、これと同様に、既存の是非ない親近関係が大きな役割を果したのではないだろうか。さらにいえば、撰信は寺内実子として興正寺の欲求不満をまともに承継した一方、家例に従つて鷹司家の猶子という建前ながら、世間公然の鷹司家の子として貴族社会に交わつたこと、⁽¹⁹⁾同じ撰家九条家の猶子である本願寺大谷家に対し、毫も見劣りしないという対等互角の意識をもつたことが、維新时期興正寺の動きの重要な背景をなしたとするのが、小稿の仮説なのである。

三、興正寺撰信の親近関係

撰信の時代における真宗京都三ヵ本山の教団外親族関係はどのようなものであつたか。間接的な親

族關係まで迎るなら、これらの寺家は親縁により相互に幾重にも結合されていたはずである。そこで、直接の重い親族だけに注目すれば、大体左のように考えることができる。まず本願寺大谷家の場合、家元は九条家であり、近い代の門主夫人の里は九条家（実は鷹司家）と二条家であった。東本願寺大谷家では、家元は近衛家であつて、門主夫人の里は近衛家と伏見宮家である。仏光寺渋谷家の場合、家元は二条家であり、門主あるいは門主夫人は鷹司家と伏見宮家から入つていた。これに対して興正寺華園家では、家元は鷹司家であり、鷹司家と一条家から入室入興している。以上で判明するように、最も近くて重い教団外親族は撰家か宮家であつて、この点で興正寺は本願寺を含む三ヵ本山と比べて最も遜色がなかつた。その上、興正寺と本願寺それぞれの最も重い直接の親族は、興正寺と仏光寺についてみたようには、表向き重複していなかった。こうしたことが撰信に本願寺何するものぞという氣概をもたせ、本山に不同意の行動さえ、その自由を保障したとも考えられるのである。

明治五年（一八七二）三月、撰信の後嗣沢好が死亡して、六〇歳を越えた老教正を落胆させたのだが、その葬式導師は例によつて本願寺門主を頼み、東本願寺大谷光尊と仏光寺の渋谷家教が同宗の好みで焼香に来訪した。そのほか、同盟会の僧衆自他宗を論ぜず十数人諷經に集まつたといふ⁽²⁰⁾。同盟会とは明治元年（一八六八）撰信が主唱して発足した諸宗同盟会を指すものようである。五年正月、撰信は後嗣沢好と連名で集議院に建白書を差出し、僧官を辞して身分相應の御用を相勤めたいとの志願を述べたのが、教部省および大教院設置の導火線になつたといわれている⁽²¹⁾。しかし、これは実は諸宗同盟

会の建白と一連のものであったようである。⁽²³⁾ そうだとすれば、五年六月段階で補任された六級(權少教正)以上の教導職僧侶三九名(天台二、真言五、浄土七、臨濟二、曹洞二、真宗七、日蓮三、時宗⁽²⁴⁾一)のなかには、以前からの撰信の同志が何人も含まれていたと考えられる。

撰信の日記明治六年二月四日の条に、六級以上の神道教導職に補任された二二名の氏名が列挙されている。これを類別して一覽すれば左のとおりである。⁽²⁵⁾

公家

近衛忠房(正二位) 公、大教正、神宮祭主(元神祇大副 明6・9没)

三条西季知(正二位) 伯、大教正(明7・1から 元神祇省三等出仕 御歌所歌道御用掛)

北小路随光(正三位) 子、權中教正(明6・1まで 元神祇大祐)

久我建通(正三位) 侯、少教正、加茂上下社大宮司(明6・4隠居)

交野時萬(む)(正三位) 子、少教正、氷川神社大宮司(明6・3日吉神社大宮司 御歌所参候)

諸侯

本莊宗秀(従四位) 子、中教正(明6・1から 元老中 神宮大宮司 慶2・10隠居)

稲葉正邦(従四位) 子、中教正(元老中)

上杉齊憲(従五位) 伯、中教正(明1・12隠居)

真宗興正派の成立

南部利剛 (従五位) 伯、中教正

(明1・12隱居)

土屋寅直 (従四位) 子、少教正

(明1・5隱居)

稲葉久通 (従五位) 子、少教正

松平忠恕 (従五位) 子、少教正

松平親貴 (従五位) 子、少教正

世襲神官

千家尊福 (従五位) 男、大教正、出雲大社大宮司(大社教管長)

到津公誼 (従五位) 男、少教正、宇佐神宮大宮司

紀 俊尚 (従五位) 男、少教正、日前国懸両社大宮司

公家出身還俗元高級僧侶

水谷川忠起 (従五位) 男、少教正、春日神社大宮司(元興福寺一乘院住職、近衛忠愍子)

松林為成 (従五位) 男、少教正、日吉社大宮司(元興福寺松林院住職、冷泉為則子、明6・6没)

松園隆温 (従五位) 男、少教正、大和社大宮司(元興福寺大乘院住職、二条治孝子)

教部省主任

鴻 雪爪おとりせつそう 権大教正(東京金刀比羅神社祠官、元滋賀興清涼寺住職、御岳教管長)

浦田長民 (従七位) 少教正、神宮小宮司(元内宮権禰宣)

平山敬忠

少教正、氷川神社宮司(旧幕臣、若年寄、
神道大成教管長)

神道教正の五類のうち諸侯出身の教正は、のちに伯爵か子爵を授けられた佐幕派あるいは奥羽列藩同盟諸藩の旧大名家のだいたい隠居であつて、一人を除いて執掌する神社名の記載を欠く。しかるに残りの教正のほとんどが、神宮の祭主・大宮司、あるいはのちの官幣大社クラスの高格神社の大宮司等の任にあつた。また偶然ではあるうが、権大教正以上の高位教導職が、公家出身、世襲神官出身、教部省出仕に限られていた。これらのことは、彼らこそ神道教正の中心であつたことを示唆している。公家出身の撰信は彼らに対して、本願寺らよりもより大きな親近感を懷いたと推測されるのである。撰信が大教院運動に当初から打ち込んでいたことは、さきに言及したが、なお撰信日記明治五年六月十七日の条にみえている。

教部省出仕。午後退出せんとせしに、清涼寺雪爪予を招候て、被_レ尋候。今春予父子差出置候、現今僧官を辞して身分相応の御用可_レ相勤_レ旨建言書、右相違無_レ之歟云々。予尤無_レ相違_レ旨答。雪爪曰、此書類正院に有_レ之し処、此節入用に付当省内に取寄、即自分相預り置、此節の形勢、大抵思召の如く相運ひ、御願の旨に相成候。精々御尽力可_レ有_レ之旨、教化四被_レ皇道を裨益すべき事、大要々々。尤の事更に存出、不堪_レ欣喜_二。²⁶⁾

右の文中、清涼寺雪爪とはのちの神道大教正鴻雪爪であり、当時七等出仕寺院掛の官員として教部省に勤務していた。⁽²⁷⁾

撰信の大教院運動への積極的参加、それと表裏する神道および仏教諸宗教正との親交は、彼が門下に下す消息の内容にも影を落とすまでになった。興正寺住職は、独立以前から本山門主のように門下に法義を説き安心を勧める文章(これを消息という)を与える慣例であった。第二四世法高の消息ならびに第二七世本寂(撰信)の消息が印刷公刊されているので、それによって、撰信の消息を時代順に通読すると、明治三年以前と五年以後とで内容に明らかな変化の跡が認められるのである。明治三年(一八七〇)八月の消息は、

夫当流の門葉たらむ輩に於て心得べき次第は、先外には王政の法令を堅く相守り、人倫五常の道に背かず、諸神諸仏を軽しめず、諸宗諸法を誘せず、仮初にも仏法者後世者の気色を挙動べからず、という本願寺八世蓮如ばりの説き口で始まり、

皇国に生を受け、曠劫多生にも出離の強縁知らざりし身が、聖人の化導に依て、他力金剛の信心決得の身となり得し事のありがたさよと、四恩の深き事を感じて、恩田に背かず、福田に違せず、如実に法義相統せられ候はゞ、真宗念仏行者の所詮、是に過べからず候也。⁽²⁸⁾

と結ぶ末尾のパラグラフ冒頭に、皇国云々の文言が見えるに止まる。しかるに、明治五年仲夏の日付がある消息では、

一流の道俗、曠劫多生の大幸に皇国に生を受け、朝夕仏法を聴聞し、生涯の衣食住みな聖上覆載の恩沢に浴することを仰戴して、法令制度を堅く相守り、忠孝仁義の人道を尽し、神明を敬ひ、諸法を誘すべからず、別而僧侶に於ては、同心に戮力して、皇化を裨益し上る衷誠より、両輪又翼のごとく、王法仏法の教化を、普天率土に布て、国恩の万一に酬ひ上り、内心には不可思議の願力に乘して、順次の往生を期せらるべきものなり。

という、すでに大教院の精神に立脚した教えを説いている。この消息については、皇国に生を受けた意義が強調されたことと、「諸神諸仏を軽しめず」から「神明を敬ひ」へと表現が積極的になつていくことが、とくに注目されるのである。しかし、この変化は摂信が諸宗および神道教正へ接近していることを反映するというよりは、世相を反映すると見たほうが妥当かもしれない。というのは、本願寺第二一世門主明如（光尊）の明治四年九月付消息に、

たゞ南無とたのめば阿弥陀仏のたすけたまふと聞きひらきて、一念の疑心なければ、阿弥陀仏はかならずたすけますすべし、此嬉しさのあまりには、仏祖広大の御恩をおもひ称名相続有て存命のかぎりには、各務むべき所務をはげみ、忠孝節義を守り、神明を敬ひ、皇恩を思ひ、うるはしく法

義相続せられ候はゞ、故大法主（注―前住広如）の御本意に足ぬべきもの也。⁽³⁰⁾

とあり、「神明を敬ひ、皇恩を思」うことが説かれているからである。ただ本願寺の場合には、真宗の法義相続と敬神等の世俗倫理が本幹と枝葉の関係でとらえられているのに対し、興正寺撰信においては並列的印象を与える点に相違がある。本願寺は時勢へのおつきあいであろうが、興正寺にはもう一步踏み込んだところがあり、世相の反映以上のものが感ぜられるのである。三条の教則を解説した明治六年五月の消息に至って、さらに一步深まり、大教院的発想が全体の基本的なトーンになっているが、本願寺にはこういうことは見られなかったのではあるまいか。

方に今文明維新の盛時なり。朝廷神官僧侶に令し、普天率土の黎庶をして、齊く皇国の良民たる方向を知ら令んと思召し、三章の教則を体して、億兆を教導せ令め玉ふ御趣意、深く感戴し上るべし。謹んで惟るに、吾皇国は神明之を開闡しまし、就中皇太神衆徳を具へ在し、國の基を立玉ひ、神孫に是を授け玉ひしより以来、一系不易皇統天壤と共に窮りなく下億兆を統御し在す、天下無比の団体なれば、其中の人民悉く神民なり、衣食住を初め人道を弁ふるも、皆是神恩なれば、国民此旨を体認して、篤く神明を崇敬し上るべし。⁽³¹⁾

ここでは「神明崇敬」がいやが上にも強調され、さらに「皇国に非ずんば、此大法（注―真宗の教え

を聞く事能はず⁽³²⁾と、皇国に生を受けた意義が強調されている。しかも消息の署名は積本寂ではなく、行政場面で用うべき権大教正華園撰老となっていて、消息の伝統的形態をはみ出しているのである。ここまで来ると、大教院運動および諸宗神道教正とのつきあいに深くはまり込んでいることの、反映といわざるをえない。

おそらく他の真宗教正と分有しなかった親神道的な撰信の思想と行動が、明治六年十二月の真宗分離伺書への反対を表明させたのだろう。それが展開して興正寺の分立に至ったのではあるが、最初からこれを分立の願ってもないきっかけととらえていたかどうかは疑問であり、そうとらえなくとも撰信には分離不可を唱える十分な理由があったと考えられるのである。それはともかくとして、撰信の分離不可の論は諸宗ならびに神道教正の歓迎するところであったから、このあと一層彼らとの交わりが深まったことには、疑う余地がない。

撰信は明治七年（一八七四）一月上旬、諸宗講習所としていた大雲院を京都の仮大教院とする願書を諸宗教正と連名で教部省へ提出したが、もちろん他の真宗教正の加判はなく、ただ写しが仏光寺（奥有護）へ送達された。⁽³³⁾この頃、仏光寺の態度が分離加名取消しに固まっていたはずである。

この頃になると、撰信の思想は一段と神道に傾斜しかつナシヨナリステイックになっていた。明治七年一月、権大教正として紀州日高郡阿尾浦の僧俗に与えた消息は、三条の教則と関係なくつぎの文言をもって始まるのである。

謹惟るにわが皇国は神明之を開闢まし、就中皇太神衆徳を具して、国の基をたて、神孫に是を授下ひしより⁽²⁷⁾已来、一系不易皇統天壤と共に窮なく、下億兆を統御し在す天下無比の国体にして、其中の人民は悉く神民なり、衣食住を始め人道を弁るも皆是神恩なれば、国民此旨を体認して、篤く神明を崇敬し上るべし。

そして真宗による救いをつぎのように位置づける。

皇国に非ずむば此大法を聞ことかたく、此法に非ずむば我等争か来世得脱する事を得んや。しかれば唯今生一世の衣食住安穩ならしめ給ふのみならず、未来の離苦得楽も偏に国恩による也と、仰ぎ尊み申さるべく候。⁽³⁴⁾

こうなると、王法仏法は両輪双翼をなすというよりは、祭政一致を標榜する王法に仏法が従属する観を呈し、本願寺の教義とのズレがあらわになってくる。その年九月十八日、真宗四派の大教院分離の意思が堅いのをみた摂信は、本願寺からの別派独立稟請書を教部省に提出した。これは、事の自らなる展開といつてよいだらう。⁽³⁵⁾

翌八年一月二十九日、報知新聞は真宗一宗といつても両本願寺と専修寺・錦織寺の四派)の大教院分離を政府が允許する見込みであることをスツパ抜いた。事柄の成行きに憤激した知恩院の権大僧正義齋

徹定⁽³⁶⁾が、諸宗の協同は義務であることを主張したアピールを作成し、各宗教正の調印をえ、六宗共同の建白に仕立てて同年二月大教院に提出した。その文中に、「蓋し真宗の教たるや、唯一仏一体を尊信して、余仏余菩薩を念ぜず、竟には皇国の天祖大神を祭祀せざるに至る、其の意何ぞ洋教と異ならんや⁽³⁷⁾」という真宗非難の文言があった。これに興正寺の新門権少教正華園沢称代理として寺務員の星月流芳⁽³⁸⁾（安芸五日市光禪寺）が加印したのである。

この真宗非難は真実誤認に基づく錯誤ではなく、まさに真宗教義の本質を衝いた批判者側の本音を露呈するものであった。したがって、このような論難に与することは、真宗の徒としては邪義異安心に陥つたと断罪されざるをえない。果せるかな、興正寺の執拗な分離不可論と七年九月以来の別派申請に手を焼いていた本願寺は、好機逸すべからずとし、「撰信父子、他宗教正に雷同して、宗義宗則に反せり、之れ高祖の罪人なり、速かに破門退職せしむべし⁽³⁹⁾」と態度を一決した。撰信父子を破門放逐することによって年来の事件を鎮圧し、興正寺を掌中に収めるとともに三千の末寺を公然と本願寺末寺に引き直しうる好機が、突如出現したのである。

興正寺では大いに驚いて調査し、星月流芳の職務怠慢に基因する偶発的事故であることをつきとめ、事情を具して加印取消しの手続きを了した。こうして漸く愁眉を開いたのであったが、真宗各派は疑いを解かず、加印の余波は消えることなく興正寺を苦しめた⁽⁴⁰⁾。だいたい、これが偶発的事故であったかどうかには疑いの余地が大いにあるのである。その年五月二十三日、撰信は帰洛して慰勞の宴会を

開き、門下の僧俗を招いたが、その中に免役の処分を受けたはずの星月流芳の名が見えるからである。⁽⁴⁾もし、職務怠慢の故にかかる大失策を仕出かしたのなら、宴席に連なることなど到底許されなかつたに違いない。それに、先に掲げた明治六、七年の消息内容と、協同義務論中の真宗非難の文言とは平仄を合するものがあり、对本願寺の政治的判断を別にすれば、代理加印も差し支えない、あるいは政治的判断ゆえに代理加印の形をとったとさえ、考えられるからである。それほどまでに興正寺の法義は真宗本来の立場を離れて大教院の思想に深く傾斜していたのであり、さればこそ本願寺側の攻撃も敵しかつたのである。

四、興正寺別派独立の顛末

明治八年一月二十九日のスツパ抜き記事が出たあと、二月五日には、真宗大教院分離の件が正院で許可になるので、興正寺別派のことも同じく許可になるかどうか、教部省では検討中との情報が摂信にもたらされ、⁽⁴²⁾二月十一日には、摂信は太政大臣三条実美邸へ呼ばれ、大教院分離の件が許可された上で、摂信から本願寺あて書状を送り、別派独立の儀を申立てるよう指示された。実美夫人は鷹司輔胤九女で、摂信の姪に当たる。その縁で案内を受けたのであろう。話が終つて酒肴のもてなしを受け、いつしか時を過し、土産に残肴をもらつてよい機嫌で帰館したら、もう初更を大いに過ぎていた。⁽⁴³⁾実

美の指示に従って、撰信は二月二十日付で築地坊舎の大谷光尊あて書面を送り、大教院分離が許可されたその日から別派と心得ているので、あらかじめおことわりしておく旨申入れた。⁽⁴⁴⁾ 二月段階では、教部省もまた大教院も、真宗興正寺派の称を用い、⁽⁴⁵⁾ 「無程興正寺分派出来可申」という景況であった。そして別派の理由も、

真宗四派大教院分離事件於予ては不同意之処、強て分離主張に付、不得止一派別立及上申候。⁽⁴⁷⁾

という、至ってわかりやすいものであった。そこへ協同義務論加担事件がもち上ったのである。

撰信が分離不可の立場を貫いた大教院は、当時どんな活動状況であったか。これに関連して、八年二月二十四日の撰信日記につきのような記事があるのである。この日、浅草の中教院（浅草寺本坊伝法院）で礼拝と説教があり、浄土宗・真宗・時宗、以上三宗の僧侶と神官が出席した。午前中の正拝礼の僧侶は、撰信・渋谷達性（以上真宗）、石井大宣・武田（以上浄土宗）、正山尊教・佐原（以上時宗）の六教正で、おのおの直綴五条に袴を着けて遙拝した。午後は説教で、第一は真宗の土岐善静、第二は神官の三宅良秀、第三は浄土宗の神谷大周、第四は神官の深川照阿、と僧侶・神官入れ代り立ち代って説教した。そのあと、照阿が田中頼庸権大教正（神宮大官司）の祝賀文を読み上げ、ついで神谷大周が勝部権中教正の祝賀文を読み上げて、閉会となった。⁽⁴⁸⁾ 奏楽には神道仏教教導職が携った。両本願寺らはこのような神仏諸宗入り混っての儀式と説教には耐えがたい思いをし、今なおその仲間に止まらう

とする摂信に不信の眼をむけた。摂信の消息に盛りられている思想におそらく異安心の疑いをもったと思われるが、神明崇敬と国恩を強調した文章を表立って批判することは危険であった。そこへ突如として協同義務論加担事件がもち上った以上、本願寺はこの事件を徹底的に利用したとしても不思議ではない。

同年四月三十日、政府はついに「神仏各宗合併教院相立布教候儀差止」の決断を下し、これを受けて五月二日、教部省は神道各宗管長あてこの旨を通達した（教部省達乙第四号）。合併布教差止め通達に接した大教院側では、もとよりこの決定に不服であった。そこで五月三日口頭で教部省へ哀訴するとともに、翌四日、「何等の障害あつて合併教院布教を被差止候哉」との伺書を提出したが、もはや再検討の余地はなかった。よって五月八日、神道管長から各宗管長あて、「ますく従前の交誼を厚くし、隔意なく往来して、聖化翼賛の道をつくすとともに、匪教の乗ずべき隙なからしめよう」という盟約書が送られ、各宗管長からも同文の盟約書が神道側に送付され、一つの時代は終わりを告げたのである。摂信は相国寺の荻野独園、知恩院の養鷗徹定らの同志と相謀って親睦会なるものを組織し、各宗の気脈を通じて仏教全体の勢力を養成することに努めようとした。⁽⁴⁹⁾ こうして大教院は解散となり、分離論の真宗のみならず、協同論の諸宗また悉く分離することとなった。しかし、本来それに伴って実現するはずの興正寺分立の件は、協同義務論加印のあおりを受けて、混迷のなかに放置されたのであった。

興正寺の協同義務論加印取消しにもかかわらず、本願寺は五月二十四日付で興正寺住職華園撰信父子破門退職願を京都府へ提出した。それによれば、撰信は教義上において見込み違いの異説を申し立て、嫡子沢称は他宗教正より建議した書面に連署し、本宗祖師以来相承の教義を誹謗した。これは宗則に照して捨ておきたいことであるので、一派黜斥の処分⁽⁵²⁾に付したのである。撰信は五月下旬帰洛早々、京都府の指導に従い、庶務掛に命じて本願寺へ同宗合議布教を何度か申込ませた⁽⁵³⁾が、本願寺はもちろんこれを門前払いにした。

撰信がこの頃門末に示した経過説明と態度表明によれば、一派独立の件はおさえた形になっており、本願寺の攻撃による門末の動揺を鎮めることが、急務とされたようである。⁽⁵⁴⁾

抑協和之義は大教院創立己来之御趣意に基き、朝旨を遵守して布教の実効を奏度而已に候。末寺の者茂都て協和見込に有之候処、分離家より種々無根の妄説を唱へ、勧誘に及び別て諸県下中教院詰協和之向は試補拜命等迄壅蔽せられ、甚以迷惑に及び、依て中教院瓦解にも可及哉の趣追々申立、傍觀に不堪趣にて、諸宗教正方より予を協和管長に被申立候由之処、一派二管長之例無之に付、興正寺を別派可為致之内意有之趣にて、可願出旨諸管長方より被勸候へども、於予別派の所存更に無之候得共、右様布教上差支候得ば、致方も無之次第に付、不得止布教上別派申立候事にて、間柄に關係可致義には無之処、従来之宿意を以独立相企候様と於末々申触し候趣に相聞候。然に此度大教院神仏各宗合併被差止候に付ては、従当政府被達にも最早分協の名も相消候事に候へば、以後双方

従前之通及合議布教可致との御沙汰に相成候に付ては、当今為合議及往復候事に候条、各々に於ても躊躇なく彼我の見を相離れ、同心戮力して布教の実効相顕候様、竭力有之度、乍延引返答旁申送候也。

明治八年三月

明月広朗殿

華園撰信

長州の末寺准円寺に与えたこの説明はいう。協和こそ大教院創立以来の趣意であるので、朝旨を遵守して布教の実効を挙げたい志願で努めてきたが、真宗四派が大教院分離の請願をしたため、諸宗教正方から真宗協和側の管長になれとか別派を願い出よとか勧められた。別派の所存はさらになかったが、布教の都合から致し方なく別派を申立てた次第である。決して宿意をもって独立を企てたわけではない。しかるに、この度合併布教差止めとなり、もはや分離とか協和とかの名も消えたので、従前のとおり合議して布教せよとの京都府の指示に従い、合議のため本願寺と往復している次第である、と。協同義務論加印に対する攻撃、大教院解体、本願寺の興正寺父子破門願と、状勢が一転して不利になるなかで、興正寺は分派達成よりは当面の火の粉を払うために躍起となっていたのである。

かつての大教院での同志は撰信の窮状に深く同情した。六月十七日、協同義務論の起草者・知恩院の養鷗大教正、加印者・智積院の佐々木義範権少教正、同じく加印者・南禅寺の畠山可庭権大教正の

代理妙心寺の釈暁宗権中講義、および大覚寺の村岡融仙少講義が揃って撰信を訪れ、大谷家より早々故障を申立てているそうで、さてさてお気の毒の至りと見舞を述べて撰信を慰問した。⁽⁵⁵⁾

興正寺問題の取扱いについて、本願寺の重役はつぎのような認識をもっていた。すなわち、本願寺における興正寺は、長州毛利家における岩国吉川家（六万石）、阿波蜂須賀家における洲本稻田家（一万四千五百石）同様である。維新のさい、長州藩は吉川家の独立を認めて華族に列せしめたのに対し、徳島藩は稲田家の独立を許さなかったため流血の惨事を招いた。この例に鑑み、第一七世佐超の代に脇門跡にまでなった興正寺のことゆえ、断然別派の請願を遂げさせるのが公平の処置である。⁽⁵⁶⁾ただ、二千五百もの末寺をそのまま付けてやるわけにはいかぬ、という考えであった。そこで、撰信が分立の意思を表明するや、本願寺は興正寺末寺の切り崩しにかかった。ことに協同義務論加印の一件が持ち上るや、奇貨おくべからずとしてこれを大々的に宣伝し、おそらく、真宗教義を非難し宗祖の教えに反する興正寺父子につくか、宗祖の教えを正統に伝持する本山につくかの選択を迫ったと、思われる。動揺していた門末にこの一撃が奏功した。

明治七年九月の興正寺別派独立稟請はすでに末寺に動揺を起こしており、大分県下では一〇七カ寺（総代専想寺の大内祐愼）が興正寺を離れて本山直末になることを県に届出するなど、只ならぬ様相を呈し始めていた。⁽⁵⁷⁾明治八年二月の協同義務論加印問題が伝えられると、備前光照寺の季本尊祐、豊後西蓮寺の杜多猶墨ら一九名、ついで近江西慈寺の中神玄隆、長門善行寺の宮上僧霖ら二六名、連署して興

正寺を離れ、本願寺に帰投した。本願寺の執事大洲鉄然はこれら連署離末僧に撰信父子の宗義宗則違反を悲歎する申立状を作成させ、これを京都府への撰信父子破門退職願に添付して、本願寺の主張の説得性を高めるために用いさせた。⁽⁵⁸⁾

このほか、八年六月末には堺県下で五十余名の集団離末があるなど、各地で離末が相ついで⁽⁵⁹⁾。そのなかで、六月二十五日夜天満掛所に大阪府・堺県・飾磨県・兵庫県・名東県・奈良県・和歌山県下の有志二八名が集まり、興正寺に随順和合する盟約を結んだ例もあつた。⁽⁶⁰⁾ また、七月二十日、神宮祭主に補任されたばかりの久邇宮朝彦は、撰信嗣沢称を渋谷達性とともに引見して門下の近況を聞き、「老教正には大谷の悪口に不管、自若と可布教」と激励した。⁽⁶¹⁾ 興正寺自身も、門下の動揺を鎮めるために各地に使僧を派遣したり、県庁へは離末願が提出されても取上げないよう依頼したりして、⁽⁶²⁾ 防戦につとめた。しかし、本願寺の策謀と末端の「寄らば大樹の蔭」的な事大主義に阻まれて事態は悪化の一途を辿り、悲壮感さえ漂い始めた。「東京では本願寺が興正寺に懐剣で刺されたそう。けれども何の傷も負わなかった。翌朝持仏本尊から血が流れていたので、お身替りになったことがわかったそう。うな」という流言⁽⁶³⁾さえ飛ぶ有様であつた。

撰信父子破門退職願を受けとつた京都府側では、その取扱いに苦心した。府知事長谷信篤は調停の勞をとろうとしたが、本願寺の強硬な態度にあつて不首尾に終つた。⁽⁶⁴⁾ 長谷の後任権知事榎村正直（山口県士族）は八月十八日興正寺を訪れ、撰信に對面して、

其御寺と本願寺とはいかにも本末の次第相違無之事、乍去本願寺自假に破門するの、寺職を奪ふのと申しては不相濟事、興本の始末は元長州に在しときより承知之事故、教導職であれば外教を拒に付御互に和合し、一手に出て御布教被成候はゞ、重畳可然、(中略)教職中不和合にては何を以て人民を化せん、御互に堪忍して布教有度事と云々。

と和合の説諭を加えた。これに対する摂信の応答のなかに一件の経過がよく要約されていると共に、興正寺の追いつめられた立場が鮮明に浮かび上ってくるのである。

予答曰、元より教職の面々、殊古来由緒有本願寺へ対し、異別の意見無之候へども、昨年迄教院諸宗の協合を当方は見込、大谷等は離て布教致度見込、その見込の違候より不得止別派独立の義を申立候事なれども、今度被仰出に付、各自専門布教すべしとの御令に随ひ、さすれば同派之事無論大谷と又協議と存候より早々申込候處、一向墓々敷報答無之上、不存寄背宗義など、被申立、破門退職云々被申立候由之処、其書類は教部省より御政府(注 京都府)へ被返候由に付、今の御説諭尤承服致候へども、何分大谷よりは、とても同心致難くと被申切候ては、いつ迄も落着不致、門下苦状無止時候、哀れ政府の御力にて本願寺方へ御説諭被下度、(下略)

横村は、本願寺家の者を呼んで内意を申し聞かせた上で、和解のために双方を召し出すことを約し

て去った。⁽⁶⁵⁾

本願寺は、結局のところ興正寺を別立させるほかないことを承知の上で、最大限その末寺を奪取するための時間を稼ぐべく、当面別立には同意せず、九月末日再び破門退職願を京都府に提出した。興正寺はこれに対抗して、摂信らの教義上の見込を不正と決して罪科に陥れようとしている上は、本願寺から別派して布教することを「教法自由の理趣」をもってお許しいただきたいと願い出たのが、同年十一月であった。教部省は翌九年一月末、「宗義上判然差違無之限は分離別派等申立候は心得違」として、この申請を却下した。協同義務論加印取消しは本願寺の攻撃をかわすために必要な手続きであったが、まさにそのために宗義上判然たる差異なしと判定され、別派独立が認められないことになったのである。しかし、教部省の指令を通達した京都府は、この処置の根拠として、「興正寺に於て協同義務論取消候上は、宗旨に乖戾之筋不相見」という本願寺の申立てがあったことにとくに言及して、摂信を説論するところがあつた。⁽⁶⁶⁾彼は、従来本願寺から謝罪せずして和解なしといわれて苦慮してきた宗意背反の汚名がここに除却されたことを喜び、あらためて本願寺との合議が進むことを期待した。⁽⁶⁷⁾

摂信は翌々日、相国寺の荻野大教正と知恩院の養鷗大教正、および久邇宮家へ使者を遣して教部省指令の写しを持参させ、「従来御苦心被下候所、此指令にて宗意背反之悪名除却之段欣幸、段々御配慮の厚謝不取敢報知言上⁽⁶⁸⁾」させた。本願寺から攻撃され、さりとて別派も許されぬ窮地の摂信にとつ

て、心強い支えとなったのは、右の三名であったようである。もちろん家元鷹司家は控えていたが、家兄は病床にあり、嗣子は留守中であった。仏光寺とは、「華園と渋谷と合社して信教社と云を結ぶ事」が東京から報ぜられるくらい親しかったが、弟はずでに亡く、その養嗣子はまだ一四歳で、撰信の欲求不満を理解できるはずもなかった。その点、六八歳の撰信にとって、浄土宗管長・知恩院住職として仏教界の雄であった六二歳の養鷗徹定や、神仏両道宗意交説の主唱者、五七歳の荻野獨園、そして英明の聞え高く、親王の身で幕末維新期の激しい政治的浮沈を経験した五四歳の久邇宮朝彦(七)こそ、志を同じうし、心を通じうる盟友であったのである。

このほか、仏教各宗の有力な教正たちも、撰信にとって心強い後楯であった。前記一月末の興正寺への指令に伴い、同文の通達が一一名の教正あて京都府から送付された。なぜそのような通知があったのかというと、「昨八年各宗教正より別願相成候条」とこの通達に記されているところからみて、恐らく、撰信が別派独立願を提出したさい、本願寺の添状の代りに諸宗教正の別願を添えたのである。一一名の教正は、萩園雷雨、林海洲、律呂金獅、佐々木義範(新義真言宗智積院)、藤本道盈、高田賢龍、佐幹觀鏡、畠山可庭(臨濟宗南禅寺)、広谷隆賢(浄土宗粟生光明寺)、千葉荆叟(臨濟宗建仁寺)、養鷗徹定(浄土宗知恩院)であった。(七)また、二月二十七日には京都の仮大教院に充てられていた大雲院で諸宗教正の会合があり、天龍寺・南禅寺・禅林寺・知恩寺・本国寺・一心院・三千院・仁和寺・大覚寺・教恩院の教正が集まった。相国寺の荻野大教正は所用のため欠席したが、三千院の多喜教正に

託して、「華園と大谷と協和之義に付、大谷家意趣如何可有之哉、屹度助勢可申」という意向を伝えたところ、同じことを「集会の人々被申了」ということを、撰信は夕方来訪した多喜教正から聞いて日記に書き留めている。京都有力寺院の教正たちは、撰信が本願寺から独立するといえればこれを応援し、別派できぬとなると本願寺との協和のために助勢するという具合に、常に撰信の味方であり、後楯であったのである。

その頃、興正寺の財政は破綻に瀕していた。宗教界の政治にかかわる側面で、かねてから撰信は活発な活動を展開していた上に、大教院分不問題以後とくに東奔西走席の暖まる暇なしという有様であった。自然、運動費もかさんだ。しかし、末寺の動揺、相つぐ離反により、冥加金収入は激減していたと見込まれる。そこで興正寺の不動産を処分したり、会計担当者が私財をつぎこんで補填したり、門下の篤志家からの献金で息をついたりという始末であった。当然、借金もしなければならなかった。九年二月二十八日の日記に、鷹司家から金二百円急用につき借用したとあり、これは四月二十二日、一分の利息二ヵ月分を添えて返納している。⁽⁷⁴⁾このように、急にまとまった金があるときは家元(家宗ともいう)を頼ったのである。近世には、収入の多い興正寺の方が家元を助勢したと考えられ、その効用のゆえに撰家は真宗諸本山を猶子にしたのであるが、今や立場が逆になっている。鷹司家の当主は撰信の相談にこそ乗ってやれなかったけれど、急場を凌ぐ資金調達には応じた。それは、鷹司家が家元であるのみならず、近い親族でもあったからである。⁽⁷⁵⁾

借金は鷹司家から借用するだけでは足りなかった。その場合、近い親族の鷹司家から借用するさいには要らなかつた連帯保証人の連印が必要となる。この連印を誰に頼んだかという点、摂信七女が嫁した元公家の裏辻家（当主は公愛）であつた。日記の記事を拾うだけでも、明治九年三月二〇〇円借入れについて連印、ついで、同年八月金一千円を年利三割で二ヵ月間借入れるために連印をえている。⁽⁷⁶⁾

このように、資金づくりのための依頼先は近い親族であつたのである。ただ、大金借用のための連印依頼をくり返すことは、親族関係に亀裂を生み、離縁等の契機にもなりかねないから、右の例は摂信側の財政上の危機を示すにとどまり、近い親族関係が資金面で摂信をがちりと支えていた証拠となしがつたい。しかし、摂信の社会的経済的そして精神衛生上の危機において、盟友がどのような役割を果たし、それに対して近い親族には何が期待されたかを知ることが重要である。

他方本願寺との交際は全く絶えていた。真宗寺院においては報恩講のさいの往来は最小限のものであつたが、それさえ絶えていた。明治九年一月九日の摂信日記に、⁽⁷⁷⁾

一、本願寺室自今九日迨夜、至十六日々々中、祖師聖人報恩講法事修行、如昨年云。晨朝五時。日中迨夜日々有遅速。予昨年在東京不知。但法会中別段見舞等無之昨年之通。

とあるとおりでである。宗義違反で責め、別派独立で對抗していた両者の間に、平時の交際など絶えていても不思議ではなかつた。

一月末の指令があったのち、興正寺から京都府に対して、本願寺と合議ができるように指示をしてほしい旨の出願をしたが、京都府はこれを却下し、両者に対して和合せよなどの指令には及ばないこと、そして、まず本末の名分を立てて、本願寺へ直接合議するよう、興正寺に申し渡した。⁽⁷⁸⁾そこで撰信は、「最早何等の意存も無之、今後従前に復し、美敷布教尽力致し度⁽⁷⁹⁾」と本願寺の大谷光尊あて書面（二月十日付）をもって申入れたのである。のみならず、撰信は本願寺の晨朝に参詣しようとし、差支えの有無を照会した。晨朝参詣は本寺に対する末寺の礼であつて、京都府の指導にいう、まず本末の名分を立てることを、行動をもって示そうとしたともいえる。しかし、「何分本末御規約取極の上迄は御見合被下候様⁽⁸⁰⁾」という、冷やかな回答が間接的にもたらされた。撰信はそれにこりず、二月十日朝八時すぎに本願寺を訪ねて、「今度省部指令之旨敬承候上は無異義従前の通御公易被下度、今日は久々にて参上候。御手透候は、拝謁願度旨申入」れた。「早天無人大に為待」れたが、「近來常々所勞にて引籠勝」ちという大谷光尊に、やつとの思いで面会することができ、挨拶だけしてほとんどく辞去した。⁽⁸¹⁾だが、本願寺からは、興正寺との「協和」について何ら具体的な対応が示されなかった。撰信支持の諸宗教正もやきもきし始め、「不得止事態候は、一同諸宗よりも可救⁽⁸²⁾」といい、前出のように「大谷家意趣如何可有之哉、屹度助勢可申」と集会の教正たちが合意したのは、この頃のことであつた。三月に入つて、撰信から二月十日付書面申入れに対する回答を催促したのに対して、翌日「過日來宗規に付會議之末細目に至り、取調未行届件も有之候に付、右取調相濟候迄、難及御答」と

いう返事が大谷光尊から届いた。⁽⁸³⁾ 右にいう「宗規」とは、前記の「本末御規約」を主要な内容の一つとするものであった。では、「宗規」取調べはどのような意図をもって進められていたのであろうか。また「本末御規約」はどのような内容のものにまとめられたのであろうか。

本願寺としては、興正寺の末寺の直末化を図るためには例の協同義務論一件だけでも十分であったろう。いくら興正寺がケアレスなミスとして加印取消しをしても、一度加印したという事実まで拭き去ることはできず、それを本願寺が徹底的に利用することができたからである。しかし、一月末の京都府の指令にあるように、本願寺が興正寺の加印取消しを諒承したからには、表立って末寺召し上げの論拠とすることはできなくなった。それに、もともと離末本寺替えの手続きにおいて、本寺の同意のない離末は適法かどうかという問題があり、それは府県段階の手続き事務の面での障碍となつて現われた。本願寺はこの障碍排除の手だてとなるとともに、離末勧誘の切り札にもなりうる新規則の制定を一つの当面の目的として、大教院分離運動で同盟した三本山と共同で、明治九年三月「宗規綱領」をまとめ、四月二十六日教部省の認可をえて施行したのである。その第六編本山末寺権義區別並諸規約、第一款寺院区別の第四条は、本山に対する一般末寺を、

従前連枝或ハ一門地ト称スル者ヨリ、寺中塔頭ト称スル者ニ至ルマテ、各寺号アリテ任職ヲ置ク
ヘキ者ハ、総テ一般ノ末寺トス。

と規定した。これが上記の「本末御規約」の骨子であった。ここに、従来の中間的本末関係が一掃されて、寺号を称するものは規模の大小、門地の高下にかわりなく、悉く本山の末寺（直末）となったのである。こうして、とくに離末手統きをとらずとも、興正寺を離れて本山本願寺の直末と認定される道が開かれた。もつとも、「宗規綱領」の実施はその時期および施行細則ともに各派に委ねられ、本願寺派では高田派や大谷派より遅れて、明治十一年四月一日から第六編の諸規定を施行した。⁽⁸⁴⁾興正寺問題にケリがついた段階で施行したのであるが、それは対内的な措置であって、対外的には、教部の認可を受け、その指示に従って地方庁へ届けただけで、所期の効果を挙げたと考えられるのである。

このような形勢の推移のなかで、興正寺の末寺は雪崩をうって本願寺側についた。遠国の末寺はもちろん、興正寺の足許にも動揺が及んだことは、明治九年六月十八日、大阪法中、近国讃国法中ら二十人余りが興正寺に集まって、「知恩報徳の思より尽世不朽の盟約」に連印したことから察せられる。⁽⁸⁵⁾その中に、赤沢融海・田宮宗忍・村上正節・佐々木浄天・藤超然・梅園良音・塩谷秀道らの摂信側近の名さえ認められるにおいてをやである。

六月二十四日、摂信は赤沢・塩谷両名を大谷家へ遣わし、京都府の指令により協和に向かったとはいうものの末端では種々苦情があり、布教筋も閉塞の容易ならぬ事態に陥っているので、いっそのこと帰向随従の徒を引きつれて別派いたし、その上で従来の由緒により永く和親させていただいてはど

うか、という者もある、自分としては進退谷ってひたすら苦慮している、ついでにはしかるべくご考慮ただけまいか、と申入れさせた。応対した重役の大洲鉄然は、「御尤の御事也」⁽⁸⁶⁾と答え、事態は急転直下解決に向かった。まるで、本願寺は氣息奄々の興正寺から別派の申入れを待ち受けていたかのごとくであった。

大洲と赤沢・塩谷の間に何度か往来があつたのち、六月二十八日、摂信から大谷光尊あての書面で別派願書への添願を依頼し、これを受けて二十九日付教部省あて興正寺の別派願いに光尊は同日付の添書を準備した。そして翌三十日、摂信は大谷光尊を訪ねて挨拶し、光尊の添書を見せてもらい、謝辞を述べて引きとつた。願書と添書は一まとめにして本願寺から直接に京都府へ提出された。⁽⁸⁷⁾追つて本願寺の重役三名から教部省へ差出された七月一日付申請書は、興正寺を別派させるのが公平の措置と思われるので、何とぞ速かに許可されたいと懇請するとともに、「尤従前興正寺下に属居候寺に一般差許す義には無之別派情願之有無實際取引分候存意」と申立て、これに応じて興正寺からも、「従属僧侶中別派情願の輩に限り引連れ別派致し度」と七月五日付で出願したのである。⁽⁸⁸⁾

こうして別派出願の手続きを了したが、まだ末寺帰属の問題が残されていた。これについて、おそらく別派願添書と引きかえに、本願寺は興正寺に迫つて別派条約を締結せしめた。それは、一、従来からの本願寺末寺は、理由のいかんを問わず、興正寺に従つて別派させないこと、二、従来興正寺の末寺であつたものも、大教院分不問題以前に離末を届出たものは別派を許さず、本願寺の末寺たらし

めること、三、大和・紀伊・大阪に限り、本興双方から役員を派出して別派志願の有無を調査の上、帰属をきめること、の三カ条を内容とするものであった。⁽⁸⁹⁾なぜ大和・紀伊・大阪をそれ以外の地方と区別したのか詳かでないが、とにかく本願寺にとって一方的に有利な条約であった。興正寺は本願寺の添書をえたいがために不利を忍んだ。

本願寺は条約調印後直ちに全国にむけて使僧を派遣し、何の憚りもなく興正寺下の寺院に本山に就くよう勧誘した。他方興正寺側は、条約に明記された大和・摂津・紀伊方面へすら使僧を派出せず、それぞれの方面へ出役する本願寺使僧に、「御双方より同時出役可相成之処、当方に於ては頃日人少寺務繁忙に付、都て御本寺出役の向へ依頼致候間、該役演説可有之候間、篤と可被得其意候。(中略)直管各々の情願に任せ、底意無斟酌可被申出⁽⁹⁰⁾」という内容の末寺衆中あて興正寺執事の達書を託する有様であった。興正寺の財政は悪化の一途を辿り、士気も衰えて、寺務所に詰める人々も少なくなっていた反面、別立のため寺務はかえって繁忙を加えた。そのことを理由として、末寺の情願取調への使僧を派遣する余裕のないことをわり、本願寺の使僧から説明を聞いて帰属をきめるように、と通達したのである。これでは本願寺(使僧)の思うままだし、ことに迎える側の末寺僧侶に本寺はわれわれを見放したという印象を与える。その結果を予想することは困難ではないだろう。果して、大阪の末寺から、「両殿兼帯出役の演説承驚嘆驚愕是迄尺微衷之処、水泡と相成、及大事て無内談段恨敷、役に不立者と被思召候故の事と存候。門徒引連不残祖山へ直附して、当山の方離末可仕、尤大阪

大半如是⁽⁹¹⁾という憤激の離末状が届いたことを、摂信はほかの事例とあわせて日記に書き留めている。後世の史家が、「騷擾の久しき、当時の在役皆之れに倦みて、其の結果の如何を慮るの余裕なし⁽⁹²⁾」と評したの思いあわされるのである。

別派願は故障なく上申され、許可が下りると予想されたが、京都府では教部省への進達を渋っていた。去る一月末、「宗意背反の義取消の上は本願寺と別派不可致」と指令された以上は、「内の子細」というだけでは受理しがたいというのである。そこで、興正寺は別派出願のやむなきに至った内部事情を具して再願した⁽⁹³⁾。これに対して教部省から、興正寺に従属して別派する志願の末寺を書き出すよう指示があり、八月六日「只今従属末寺員数所々にて、百九十余名の分急に浄写して」提出した⁽⁹⁴⁾。この間、太政大臣三条実美に別派許可を懇請し、ついで右大臣岩倉具視に速かな許可を訴えた⁽⁹⁵⁾。こうして漸く九月十三日、教部省は興正寺の別立を認可し、ここに興正寺積年の志願が実現することになった⁽⁹⁶⁾。

興正寺によれば、従来の末寺のうち、「中国を始めとし、九州全部、東海東山、北陸山陰の諸道、南海近畿の大半、合して三千余ヶ寺皆彼れ(本願寺)に転属す⁽⁹⁷⁾」という有様で、摂信に従って別派したものは、山城一四カ寺、近江五カ寺、大和三六カ寺、紀伊三カ寺、和泉四カ寺、河内一四カ寺、摂津一三カ寺、播磨六カ寺、阿波一〇カ寺、讃岐七七カ寺の計一八二カ寺にすぎなかった。のち調査不十分の点があつて訂正の結果、二二三カ寺となった⁽⁹⁸⁾が、何にしてもまことに惨憺たる別派であつた。

末寺の帰属調査につき大和へは興正寺の使僧が派遣されなかったが、三六ヶ寺も興正寺末にとどまった。そのうちの二つ大和八川照久寺の場合、つぎのような理由のもとに断然興正寺に就いたのであった。

照久寺にて会合、十ヶ村の内式百余人(の門徒)早天より夕四時迄飯酒遣候。扱決着は布施祐明(住職)云吾等の開基は台密にて有之処、興正寺先師上人の教化を受けて当流安心を決定し、其後の代に蓮師に御帰属の^(マ)第も、又随て入、双山を崇敬し来れり、然れば始代の当流に入しより檀家も同じく一流を汲上ることなれば、元の大法を受し御恩あれば、任持時代々の意を継て、我は興殿に帰す。爾れども門徒の面々如何被存候や、不包可申と。皆同心に興江帰せんと。仍名簿に調印了。余村の者見聞して各々任持に会する旨、式百一十ヶ寺の内、百ヶ寺は大略可属と云云。⁽⁹⁹⁾

これは、照久寺住職布施祐明が興正寺へ参詣して摂信に謁し、報告した大和の景況の一コマである。照久寺は、興正寺経豪が蓮如の門に帰投する以前から興正寺末であった由緒により、興正寺に就いた。門徒を集めて任職が理由を述べて決意を披瀝し、門徒がみなこれに同心したという。大和一国興正寺末二百数十ヶ寺のうち、百ヶ寺は興正寺に所屬するであろうという見込みは破れて、七月十五日集会した三十数ヶ寺のみとなったが、離反しなかった寺のおそらく多くは、本願寺の傘下に興正寺が入る以前から興末の伝承をもつ寺々であったに違いない。そういう人々にとって今回の一派は、「蓮教(経

豪)上人の往昔に復^(四)する「山政復古」という積極的な意義をもったのである。

むすび

興正寺独立の背景に、積年の本興対立と、それに由来する根深い興正寺側の欲求不満があったことはいうまでもないが、直接の契機は大教院分不問題であった。村上専精らは、そもそも分離不可論も分立の底意からとみ、摂信自身の説明では、諸宗神道教正と協和すべきところ、本願寺が分離を主張して譲らないので、別派請願のやむなきに至った、ということであった。前者は分離不可論を別立の素志のあらわれとみ、後者は分不の意見を異にしたところから別立の志願をもつようになった、というわけである。両者の何れが事実なのであろうか。

筆者のみるところでは、何れかが事実というよりは、どちらも部分的に事実だった。しかし、合理化、論理化を含む部分だけ、両者とも事実を離れる。結果的にみれば、分離不可論は分立のための手であったといえるかもしれないが、事の始まりにおいて、そこまでの見通しを摂信がもっていたかどうか、きわめて疑わしく、むしろ華胄社会での交際関係が大教院運動への没頭を促し、大教院運動にコミットしたことで、そのゆえの交際の広がりや深まりが分離不可論をもたらし、分離不可論は大教院協和論者大方の支持をえて、一層本願寺との距離が生じ、結局、積年の分派の志願をこの機会に実

現しようということになっていったと考えられるのである。このような成り行き、それぞれのターニング・ポイントにおいて、分立の方向に興正寺を動かし、あるいは動く興正寺を支えたものとして、撰信の親近関係、とりわけ大教院での同志の存在が大きな意義をもったのであった。

撰信は、興正寺の分離独立が実現するや、同月大教正に補され、翌月高齡にもかかわらず鹿兒島に赴いて開拓布教に従事した。^(四)しかし旅先でえた病は膏肓に入り、翌十年(一八七七)十二月十二日、六九歳をもって波瀾に富んだ生涯を閉じた。大教院設立以来の同志知恩院の養鷗徹定は「法門棟梁折矣」と惜しみ、相国寺の荻野獨園は「是非独真宗之不幸也、実通仏教家之不幸也」と歎いたことを、^(四)そして本願寺も「聡明を以て知らるゝ」と評し、また「当時稀に見る英傑」と認めたことを附記しておこう。

(一九八二・一〇・一成稿)

注

- (1) 森岡清美「地方一小教団の独立——真宗浄興寺派の成立過程——」、森岡『真宗教団における家の構造』御茶の水書房、一九七八、七七頁。
- (2) 森岡「前掲論文」、七八頁。
- (3) 村上專精『真宗全史』丙午出版、一九一六、三六二頁。
- (4) 『真宗全史』三六三頁。
- (5) 中島慈心『真宗法脈史』法文館、一九二一、一一〇～一六七頁。

- (6) 森岡清美『真宗教団と「家」制度』増訂版、一九七八、五二六頁、および補註66、69。小稿を西山松之助教授の退任記念号のために執筆したのは、直接にはここに「家元」の称があるからである。西山教授が中世末の本願寺に家元制度の原型を見出されたことも、もう一つの理由をなしている。西山松之助『家元の研究』吉川弘文館、一九八二、一五一～一五五頁。
- (7) 興正寺編『葵山遺稿 華園家乗一』興正寺、一九二七、二五二頁（明治九年七月九日の条）。
- (8) 藤井貞文『興正寺別派独立の事情』（温知会講演速記録第五九輯）温知会、日付欠、二頁。
- (9) 『真宗全史』七九二頁。
- (10) 『真宗全史』七八八頁。
- (11) 『真宗全史』七八八頁。興正寺以外の「二般末寺」中の分離不可論者（高田浄興寺稲田勝雲ほか）は、興正寺が旗幟を鮮明にするやこれに追隨した。われわれがとくに興正寺に注目するのは、このゆえでもある。
- (12) 『真宗全史』七八六～七八七頁。
- (13) この八人のほかに、六等以上としては権大教正大谷光瑩（東本願寺法嗣）と少教正深勝縁（長浜御坊大通寺住職、大谷光勝次男）がいたが、なぜか加印していない。
- (14) 『真宗法脈史』二六九頁。
- (15) 『真宗全史』七八七頁。
- (16) 親近関係とは近い親族関係と親友関係を含むもので、「頼りになる人々」、意思決定に影響を及ぼす人、D・W・ブラスのいうコンソシエート、いわゆるコンボイの関係である。
- (17) 『真宗全史』七九〇頁。
- (18) 霞会館諸家資料調査委員会編『昭和新修華族家系大成』上巻、吉川弘文館、一九八二、三八～四一頁、二八五～二八八頁、六七五頁。『真宗法脈史』一二三～一四頁。
- (19) 明治八年九月二十一日、鷹司輔瀧の病氣を見舞う勅使が差遣されたとき、輔瀧自身に代って勅使に応

接したが、ほかならぬ撰信であった。鷹司家でも、当主の名代を立てるとなると、直弟の撰信を頼りにしたのである(『華園家乗』一一九頁)。

(20) 撰信上人遺稿編纂会『撰信上人勤王護法録』興正寺、一九〇九。本稿では『真宗史料集成』第二一卷(維新期の真宗、同朋舎、一九七五、所収のものを用いて頁数を掲げる。これは二〇二頁)。

(21) 興正寺『本寂上人御消息全集』興正寺、一九二七、年譜八頁。

(22) 『撰信上人勤王護法録』二〇〇頁。

(23) 『本寂上人御消息全集』年譜九頁。

(24) 『撰信上人勤王護法録』二〇六～二〇七頁。真宗七人というのは、五カ本山に加えて、興正寺撰信ともう一人、本願寺の近親と目しうる人物(日野雲瑞)であった。

(25) 『撰信上人勤王護法録』二二八～二二九頁。上から三段目の公侯伯子男はのちの爵位、五段目の職のうち括弧内は他の資料による補充、最下段括弧内は注。

(26) 『撰信上人勤王護法録』二〇〇～二〇一頁。

(27) 『撰信上人勤王護法録』二〇五～二〇六頁。

(28) 『本寂上人御消息全集』一三七～一三八頁。

(29) 『本寂上人御消息全集』一三九頁。

(30) 上原芳太郎編『明如上人遺文抄』本派富山別院、一九三六、一一～一二頁。なお、柏原祐泉「近代真宗の神祇問題」『石田充之博士古稀記念論文集』永田文昌堂、一九八二、九二〇頁、参照。

(31) 『本寂上人御消息全集』一四〇頁。ただし、三条の教則に対応して真宗五派がまとめた「説教要義」(一八七二年)を参看せよ(辻善之助『明治仏教史の問題』立文書院、一九四九、一八五～一八七頁)。

(32) 『本寂上人御消息全集』一四一頁。

(33) 『撰信上人勤王護法録』二三五頁。

(34) 『本寂上人御消息全集』一四八～一四九頁。

- (35) 村上專精がいうように、大教院からの分離が成立したのち、興正寺の別派独立請願が提出されたのではない。大教院からの分離を不可とする立場の故に、分離が成立する以前に、本願寺からの別立を請願したのであった。この点、村上に事実誤認がある。本文五〇～五一頁をみよ。
- (36) 『華園家乗一』四二頁、明治八年四月一日の条に掲載された三月十八日付養鶴徹定の書簡。
- (37) 『真宗法脈史』二四二～二四五頁。
- (38) 森岡清美「真宗教団の寺と住職家——五日市光禪寺を例として——」森岡『真宗教団における家の構造』前出、一五三～一五四頁。
- (39) 『真宗法脈史』二四六頁。東本願寺・専修寺・錦織寺の諸本山も興正寺の協同義務論加印に憤激したもようである(『華園家乗一』二一四～二六頁、二二六頁)。
- (40) 『華園家乗一』三五頁、明治八年三月二十日の条。前田慧雲『明如上人伝』本願寺明如上人伝記編纂所、一九二七、三三五～三二六頁。
- (41) 『真宗法脈史』二四八頁、『華園家乗一』六八頁。
- (42) 『華園家乗一』一四頁。
- (43) 『華園家乗一』一六頁。
- (44) 『華園家乗一』一九頁。
- (45) 『華園家乗一』一五頁、二二頁。
- (46) 『華園家乗一』二二頁。
- (47) 『華園家乗一』二二頁、明治八年二月二十三日の条。
- (48) 『華園家乗一』二三頁。
- (49) 『華園家乗一』五八～五九頁。
- (50) 『華園家乗一』六二頁。
- (51) 『撰信上人勤王護法録』二三七頁。

- (52) 『真宗法脈史』二五〇～二五一頁。なお、大教院分不問題で興正寺と行動をとりにした浄興寺稲田勝芸ほか八名の教導職免職願は、八年八月、真宗四派管長大谷光尊から教部省に提出された(『華園家乗一』一二三頁、明治八年九月十一日の条)。
- (53) 『華園家乗一』七〇頁。
- (54) 『華園家乗一』七四頁、明治八年六月十日の条。
- (55) 『華園家乗一』七七頁。
- (56) 藤井「前掲論文」一七～一八頁、森岡『真宗教団と「家」制度』、三五〇頁。赤松連城「教部省宛具申——興正常取扱いにつき」『赤松連城 資料』本願寺出版部、一九八二、一五十一～一六頁。
- (57) 専想寺大内祐慎らの離反の根本的理由は、自分たちは従来興正寺の下寺であったとはいえ、がんらい本末師弟の実義は本山たる本願寺のほかにない、という主張であった(藤井「前掲論文」二一～二二頁)。それは本願寺側の主張でもあった。三重県下の興正寺末寺も同様の主張をしたことが『華園家乗一』一一〇頁(八年九月四日の条)に見える。すなわち、「興正寺は只本山へ願物の取次のみ之事等申出云々。本寺の実義聊も無之、依て興門、或は興殿、或は上寺と称し来候へ共、本寺と申事は、苟も名称実義無之」、したがって自分たちは興正寺の下寺であって末寺ではない。単に上寺にすぎない興正寺が本山の傘下を離れて別立するというのなら、自分たちは興正寺から離れて本願寺の直末になるほかない、と主張したのである。このような主張をして理解があったからこそ、本願寺は万策を尽くして、興正寺末寺を直末に召し上げようとしたのであった。
- (58) 『真宗法脈史』二四九～二五〇頁。
- (59) 『華園家乗一』八九頁、明治八年七月五日の条、一一四頁、八月二十四日の条、一一六頁、八月三十日の条など。
- (60) 『華園家乗一』八三～八四頁。
- (61) 『華園家乗一』九七頁。

- (62) 『華園家乗一』九〇頁、二〇〇～二〇一頁。
- (63) 『華園家乗一』一〇六頁、明治八年八月九日の条。
- (64) 『真宗法脈史』二五一～二五二頁。
- (65) 『華園家乗一』一一〇～一一一頁。
- (66) 『真宗法脈史』二五二～二五六頁。『華園家乗一』一九五～一九六頁。
- (67) 『華園家乗一』一九七～二〇一頁、明治九年二月一～四日の条。
- (68) 『華園家乗一』一九八～一九九頁、明治九年二月二日の条。
- (69) 『華園家乗一』二二八頁、明治八年九月二十～二十一日の条。
- (70) 『華園家乗一』一六三頁、明治八年十二月八日の条。
- (71) 牧田諦亮「徹底上人年譜稿」、『仏教文化研究』一四号、一九六八、七九～九四頁。日本歴史学会編『明治維新人名辞典』吉川弘文館、一九八一、狹野独園、朝彦親王の項。
- (72) 『華園家乗一』二〇三～二〇四頁、明治九年二月七日の条。
- (73) 『華園家乗一』二二九頁。
- (74) 『華園家乗一』二二九頁、二三〇頁。
- (75) 摂信および彼の養母が鷹司家の出であったばかりでなく、嗣法故沢馨夫人も、養嗣子沢称とともに鷹司家の出であった。『華園家乗一』二〇五頁参照。
- (76) 『華園家乗一』二二四頁、二七八頁。
- (77) 『華園家乗一』一八四頁。
- (78) 『華園家乗一』二〇六頁、明治九年二月八日の条。
- (79) 『華園家乗一』二〇八頁、明治九年二月十日の条。
- (80) 『華園家乗一』二二〇頁、明治九年二月十二日の条。
- (81) 『華園家乗一』二二三頁、明治九年二月十四日の条。

- (82) 『華園家乗一』二二六頁、明治九年二月二十二日の条。
- (83) 『華園家乗一』二二〇頁、明治九年三月三日、四日の条。
- (84) 森岡『真宗教団と「家」制度』三四七～三五一頁。なお、同書三五四頁でふれた興正寺独立に対する「宗規綱領」の効果については、若干の誤解があったと思われるので、本稿八〇頁のように訂正しておきたい。
- (85) 『華園家乗一』二四三～二四四頁。
- (86) 『華園家乗一』二四六頁。
- (87) 『華園家乗一』二四七～二四九頁。
- (88) 『真宗法脈史』二五九～二六〇頁。
- (89) 『真宗法脈史』二六一～二六二頁。
- (90) 『華園家乗一』二五一～二五二頁、明治九年七月八日の条。
- (91) 『華園家乗一』二五四～二五五頁、明治九年七月十五日の条。
- (92) 『真宗法脈史』二六二頁。
- (93) 『華園家乗一』二五三頁、明治九年七月十二日の条。『真宗法脈史』二六〇～二六一頁。
- (94) 『華園家乗一』二六二頁、二六六頁、二六八～二六九頁、二七四～二七五頁。
- (95) 『華園家乗一』二五八頁、明治九年七月二十日の条、二七八～二七九頁、明治九年八月二十九日の条。
- (96) 『華園家乗一』二九一頁。
- (97) 『真宗法脈史』二六二頁。
- (98) 『明如上人伝』三三三～三三六頁。
- (99) 『華園家乗一』二六〇頁、明治九年七月二十二日の条。
- (100) 『華園家乗一』三〇二頁、明治九年九月二十一日の条。『真宗法脈史』(二六二頁)も、「山政復古」ととらえている。
- (101) 鹿兒島布教への関心は九年六月頃から摂信の日記に登場し始める。『華園家乗一』二四五頁、三〇一

頁など。なお、『真宗法脈史』二六九～二七〇頁。

(102) 『撰信上人勤王護法錄』二三七～二三八頁。

(103) 『明如上人伝』三二五頁。